

広島県公安委員会告示第36号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4号第1項の規定により、指定講習機関である有限会社高陽自動車学校から次のとおり名称の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年5月27日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

1 変更の内容

新名称 株式会社高陽自動車学校

旧名称 有限会社高陽自動車学校

2 変更年月日

平成25年5月1日